

国立大学法人熊本大学利益相反に関する規則

(平成 16 年 9 月 30 日規則第 274 号)

改正 平成 18 年 6 月 30 日規則第 181 号 平成 19 年 3 月 30 日規則第 265 号
平成 20 年 3 月 31 日規則第 168 号 平成 20 年 12 月 26 日規則第 321 号
平成 21 年 3 月 26 日規則第 114 号 平成 21 年 12 月 24 日規則第 306 号
平成 22 年 9 月 30 日規則第 228 号 平成 25 年 3 月 29 日規則第 98 号
平成 27 年 2 月 27 日規則第 16 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人熊本大学利益相反ポリシー（以下「ポリシー」という。）に基づいて、国立大学法人熊本大学（以下「本学」という。）の産学官連携活動における役員及び職員（以下「職員等」という。）の利益相反問題を円滑に解決することにより、産学官連携の健全な推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「利益相反」とは、次に掲げる状態をいう。

- (1) 職員等が産学官連携活動に伴って得る利益と教育研究という大学における責任とが相反している状態
- (2) 職員等が産学官連携活動に伴う職務遂行責任と教育研究という大学における責任とが両立しえない状態

2 この規則において「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 本学の学長、監事及び理事
- (2) 国立大学法人熊本大学職員就業規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 2 条各号に定める職員

3 この規則において「産学官連携活動」とは、次に掲げる活動をいう。

- (1) 共同研究及び受託研究(治験等を含む。)
- (2) 技術移転
- (3) 寄附金等の受入れ
- (4) ベンチャー企業経営、コンサルティング活動等の兼業等
- (5) その他産学官連携に係る個人的利益に関する活動

4 この規則において「部局」とは、各学部、大学院社会文化科学研究科、大学院自然科学研究科、大学院生命科学研究部、大学院法曹養成研究科、各研究所、医学部附属病院、大学院先導機構、イノベーション推進機構、グローバル推進機構、国際先端医学研究機構、熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 9 条第 1 項に規定する学内共同教育研究施設及び保健センターをいう。

5 この規則において「事務組織の各部等」とは、監査室、経営企画本部、マーケティング推進部、教育研究推進部、学生支援部、医学部附属病院事務部及び運営基盤管理部をいう。この場合において、第 2 項第 1 号の職員は経営企画本部に所属するものとして取り扱うものとする。

6 この規則において「部局等」とは、部局及び事務組織の各部等をいう。

7 この規則において「部局長等」とは、部局等の長(運営基盤管理部にあっては、総務担当部長、財務担当部長及び施設担当部長とする。)をいう。

(利益相反の判断基準)

第3条 職員等は、利益相反について、社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱してはならない。

2 職員等が、利益相反について、社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断する基準は、次の各号に該当する場合とする。

(1) 職員等が、本学の職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に見られる場合

(2) 職員等が、本学における職務活動よりも外部活動への時間配分を優先させていると客観的に見られる場合

(利益相反検討委員会)

第4条 本学に、利益相反に関する重要事項等について審議するため、国立大学法人熊本大学利益相反検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長が指名する理事 3人

(2) 教育研究評議会評議員のうちから学長が指名するもの 若干人

(3) マーケティング推進部長及び運営基盤管理部の総務担当部長

(4) その他学長が必要と認めた者

2 前項第4号の委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第4号の委員の任期は、学長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。

(委員会の任務)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 利益相反ガイドライン及び利益相反防止に関する施策の策定

(2) 次に掲げるものの取りまとめ及び審査

イ 利益相反に関する自己申告書(以下「自己申告書」という。)

ロ 利益相反に関する随時報告書(以下「随時報告書」という。)

ハ モニタリングの状況

(3) 第3条第2項各号に該当する利益相反行為を防止するための調査、審査及び啓発

(4) その他利益相反に関する重要な事項

2 委員会は、法令、本学の規則、ポリシー及び委員会の審査先例(過去の審査の事例における判断基準を蓄積したものをいう。以下同じ。)に基づき、第3条第2項各号に該当する職員等の利益相反行為を防止し、又は排除するために、審査結果を学長及び同項各号に該当する職員等が所属する部局長等に報告するとともに、当該職員等へ通知する。

(委員会の委員長)

第7条 委員会に、委員長を置き、第5条第1項第1号の理事のうちから、学長が指名する者をもって充てる。

2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、第5条第1項第1号の理事のうちから、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第9条 委員長は、必要があるときは、第11条に規定する利益相反アドバイザリーボードに諮問してその意見を聴くことができる。

(異議申立て)

第10条 職員等は、委員会の審査結果に不服がある場合は、学長に異議を申し立て、再度審査を要請することができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあった場合は、委員会へ再度審査を依頼する。委員会は、再度審査を行い、審議結果を学長に報告するものとする。

3 学長は、審議結果、次条に規定する利益相反アドバイザリーボードの意見等を総合的に判断して、最終決定を行い、職員等に通知する。

(利益相反アドバイザリーボード)

第11条 本学に、委員会の専門的事項を諮問するため、外部の専門家及び学識経験者等で構成する利益相反アドバイザリーボードを置く。

2 利益相反アドバイザリーボードに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(利益相反アドバイザー)

第12条 本学の黒髪北地区、黒髪南地区及び本荘・大江地区に、それぞれ利益相反アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を1人配置する。

2 アドバイザーは、本学の職員等のうちから委員会の推薦に基づき、学長が委嘱する。

3 アドバイザーの任期は、2年とし、再任を妨げない。

(アドバイザーの任務)

第13条 アドバイザーは、職員等の利益相反行為に関する相談に応じるとともに、委員会の審査先例に従い、必要な助言又は指導を行う。

2 アドバイザーは、委員会の活動及び報告に協力しなければならない。

(自己申告書)

第14条 産学官連携活動に携わる職員等は、自己申告書を年度末に委員会に提出しなければならない。

(随時報告書)

第 15 条 部局長等は、当該部局等において、ポリシーに定めるルールに違反し、又は違反するおそれのある事案が発生した場合は、速やかに随時報告書を委員会に提出しなければならない。

(モニタリング等の実施)

第 16 条 委員会は、必要に応じてモニタリング及び調査を行うものとする。

(報告書の提出)

第 17 条 委員長は、自己申告書及び随時報告書並びにモニタリング及び調査の結果についての審査が終了したときは、10 日以内（休業日を除く。）に学長に報告書を提出しなければならない。

(事務)

第 18 条 委員会の事務は、マーケティング推進部産学連携ユニットにおいて処理する。

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、利益相反の管理及び委員会の運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 9 月 30 日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に委嘱されるアドバイザーの任期は、第 12 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 18 年 6 月 30 日規則第 181 号)

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 265 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 168 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 26 日規則第 321 号)

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 26 日規則第 114 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日規則第 306 号)

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日規則第 228 号)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 98 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 27 日規則第 16 号)

この規則は、平成 27 年 2 月 27 日から施行する。